

VI 和歌山県立高等学校入学者選抜学力検査得点 の簡易開示について

和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条に基づく、開示請求の特例に関する事務取扱要領（平成15年5月26日 教育長決定）により、次のとおり実施する。

1 開示する内容

- (1) 一般選抜における学力検査の教科別得点及び合計得点
- (2) スポーツ推薦における学力検査の教科別得点及び合計得点
- (3) 追募集及び再学力検査における学力検査の得点

2 開示請求できる者

受検者本人

3 開示請求の受付期間及び受付時間

- (1) 受付期間

合格発表の翌日から起算して1月間

- (2) 受付時間

全日制課程は午前9時から午後4時まで 定時制課程は午後2時から午後6時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び学校の休日を除く。

なお、電話又は郵送による開示請求は受け付けない。

4 開示請求及び開示の場所

受検した県立高等学校

5 本人確認のため提示をを求める書類

- (1) 受検票

- (2) 出身中学校生徒手帳（中学校において生徒個人の写真を貼付し、割印されたものに限る。）または、健康保険証等（健康保険、国民健康保険又は船員保険等の被保険者証、共済組合員証）本人であることを証明する書類

6 開示方法

請求を受けた高等学校長は、受検者本人であることを確認したうえ、請求のあった個人情報を、開示する内容を転記した書面の交付により即時に開示する。